

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	東中浜ひばり保育園	
運営法人名称	社会福祉法人 麦の穂	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	理事長：高田 友成 / 園長：竹中 圭子	
定員（利用人数）	125 名（119名）	
事業所所在地	〒 536-0023 大阪府大阪市城東区東中浜2丁目4-31	
電話番号	06 - 6967 - 2282	
FAX番号	06 - 6965 - 2130	
ホームページアドレス	http://www.higashinakahama-hibari.jp/	
電子メールアドレス	muginoho@higashinakahama-hibari.jp	
事業開始年月日	平成27年4月1日（大阪市より移管）	
職員・従業員数※	正規 15 名	非正規 13 名
専門職員※	保育士：正規 11名、非正規 6名 保健師（看護師）：正規 1名 管理栄養士：正規 1名 調理師：正規 1名	
施設・設備の概要※	[居室]	
	[設備等] 保育室（0～5歳児）、調乳室、調理室、事務室、職員休憩室、屋外プール、トイレ、屋外テラス、園庭、菜園	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

（理念）

・児童福祉法の理念に基づいて、子どもの生活と健全な発達を保障するとともに、すべての子どもについて、一人ひとりの存在と人権を尊重します。また、入園している子どもの保育だけでなく、広く地域の「子育て支援」に努めます。

・思いやりがもて、やる気のある子ども、善し悪しがわかる子どもに育ち、子ども・保護者・職員がともに育ち合える子育て支援に努めます。

（方針）

・子どもたちの目線に立ち、障がいを持つ子ども、持たない子どもの一人ひとりのありのままの姿を受け止め、健やかに成長することを願い、それぞれに必要なとされることを見極め、適切な援助を行います。

・子ども・保護者・職員が共に育ち合えるような保育園になるように、保護者との密接な情報交換を図り、保育園はもとより地域の子育て相談・保育相談にも積極的に応えます。

・子どもたちの毎日の生活が、より豊かで生き生きとしたものになるように「遊び」や各種の「行事」を通じて心身の発育と豊かな人間関係作りのお手伝いをします。

・職員研修や事例検討会を実施し、職員の資質向上・保育内容の向上を目指します。

【施設・事業所の特徴的な取組】

①障がい児保育

1人ひとりを大切にす法人の保育方針の基、障がい児保育の枠を設けず、園生活を必要とする子どもさんを受け入れています。保護者及び様々な社会資源と連携をとりながら、園生活が楽しめ、保護者の心身の負担を和らげるように取り組んでいます。また、「困った子ども」と考えるのではなく「困っている子ども」と考えることで職員に理解されやすくなり、ケース会議などでも発言も多く改善策を考えるきっかけにもなっています。子どもたちの中で垣根を作らず、好きな所で遊び、担当職員中心にクラスの友だちや園の職員、保護者などとの関わりが増え、関わる人たち全てが育ちあう関係が出来ています。また、共通の認識を持つ為、保育所で障がい児保育の巡回をされていた学識経験者の方に週1回訪問して頂き、子どもたちと一緒に過し、障がい児保育だけでなく、園児への処遇、課題、職員の子どもへの関わり方などを話し合ったり、実地研修にも力を入れています。

②食育

給食は出来る限り薄味に心がけ、家庭での食生活に参考になるよう、入園式後や保育参観などで保護者に提供し、食べ物と子どもの身体や発達について話しています。食育の歌や園内の菜園活動を通して、植物の生長過程や育てる事の難しさや楽しさを体験しています。水やりを忘れ枯らしたりすると、植物にも生命がある事を知り、生命の尊さをみんなで共有しています。また、育てた食材を使いクッキング等を通して、手を加える事で食材が変化していく様子などに興味を持ち、苦手であった食材も食べられるようになっていきます。給食室と連携をとり、おやつの実践や梅干し・味噌・らっきょ作りを体験して、食文化も学んでいます。稲作りは、食べるまでの過程（裏庭の雑草をとり、土づくりから田植え、稲刈り、脱穀）を経験することで、子どもたちも食に興味関心を持ち、食べる意欲にもつなげています。

③人材育成

人材育成については、法人や施設の必要性を踏まえ計画を作成し、国、大阪市、私立保育園連盟、市府社協などの行う研修に、職員のそれぞれの立場、経験年数、担当などを考慮した上で、積極的に研修に参加しております。

また、法人全体の新人研修、月1回の園内研修などを行い職員の資質向上に努めたり、専門家に来て頂き、実地研修もおこなっております。メンタルヘルスにも力を入れており、職員が困っていることや悩んでいることを早く見つける為、話しやすい雰囲気作りや、いつでも面談できるように心がけています。保育士の確保が難しい中、保育士が定着するよう、和太鼓やバレーボールチームなどを結成し、一緒に活動することで喜びや楽しさを分かち合っています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 総務企画部第三者評価室
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成29年1月26日～平成29年3月14日
評価決定年月日	平成29年3月14日
評価調査者（役割）	1401C011（運営管理委員） 1-059（専門職委員） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

東中浜ひばり保育園は、平成27年に大阪市より民間移管され、社会福祉法人麦の穂が運営している保育園です。地下鉄の駅から600m程の便利な場所ですが、周りは住宅街で比較的静かな環境にあり、近隣には、子どもたちが遊んだり自然を感じることができる公園等があります。食に関心を持てるよう、園には菜園活動のできるスペースもあり、子どもたちは野菜や稲を育てて食べるまでの過程を経験しています。

移管後2年目ということもあり、公立保育所の保育を引き継ぎながら、更なる保育の質の向上に努めています。また、様々な地域の行事への参加や地域の人々との交流を積極的に行い、園の特徴を出して保育園の存在をアピールできるよう日々取り組んでいます。

「子ども・保護者・職員が共に育ち合える保育園になるように」という保育園の理念・方針のもと、園長をはじめ職員全員で協力しながら、今後より一層保護者との信頼関係が深まることが期待されます。

(注) 判断基準「abc」について

【平成27年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との比較はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受審で(a)を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

過ごしやすい環境への取り組みと運動遊び

公立保育所の民間移管の時期を経て、公立の優れた保育と民間保育園の良い保育を融合させて日々の保育に生かしています。環境的にもより使いやすいように、建物の改築をしています。また、毎日朝から子どもの健康を考えて運動遊びを取り入れています。

就学に向けた小学校との連携

年長児が就学に期待が持てるよう、卒園児を園に招いたり小学校を訪問して小学生との交流の機会を作っています。また、就学前カリキュラムを基に、小学校の先生による保育士体験の実施や、小学校の校長・幼稚園の園長と一緒に研修や話し合いを行う場を設けています。

◆改善を求められる点

SIDSの記録の見直しと乳児の個別計画様式の検討

SIDS予防のためにチェック表が作成されていますが、子どもの睡眠時の様子、体位などチェック項目の改善が求められます。

乳児期は個人差の著しい時期である事から、個々の子どもの発達を基本として、見通しを持った計画の作成及び評価・見直しが求められます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、施設で評価結果を話し合い、改善されるべきことは即改善しています。また、他の法人施設にも結果を伝え、一緒に子どもたちの処遇改善につながる様に話し合っております。評価を受ける前と後では職員の意識も変わり、評価を受けることの不安よりも改善しなければならないという意識にもつながってきています。今後の課題を見つかけながら、利用者の安心、安全を実現するために職員の資質向上に努めていくことが、継続的なサービスの向上に繋がると考えています。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
I - 1 理念・基本方針	
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I - 1 - (1) - ①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
	a
(コメント)	園の理念や方針は、ホームページや園のしおりに記載しており、保育室に掲示もしています。職員に対しては、法人の新任研修の際に周知し、朝礼や会議の際にも確認しています。保護者に対しては、入園説明会や全体懇談会の際に説明しています。

	評価結果
I - 2 経営状況の把握	
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I - 2 - (1) - ①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	a
(コメント)	社会福祉連絡会、施設連絡会等により、社会福祉事業全体の動向について把握するよう努めています。地域の状況については、町会等、民生委員・児童委員との交流の場で把握しています。
I - 2 - (1) - ②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
	a
(コメント)	把握した地域の社会福祉事業の動向をもとに、理事会や法人の管理職会議で話し合い、経営状況や課題について分析・検討しています。まずは子どもに直接関わることから改善することが重要と考え、食材の見直しや施設の老朽化に対する整備に取り組んでいます。

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3 - (1) - ①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	民間移管をうけて、平成27年～29年の中期計画を策定しています。利用稼働率向上の目標を掲げています。今後は、長期的なビジョンも持ちつつ、より具体的な成果等を設定した中長期計画を策定し、必要に応じて見直しをすることが望まれます。	
I - 3 - (1) - ②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	単年度の事業計画は、法人や園の理念を踏まえて策定しています。中長期計画を反映して策定されていますが、今後は数値目標や成果等の設定をしてより具体的な内容となることが望まれます。	
I - 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3 - (2) - ①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	年度末の職員会議時に、前年度の事業報告をもとに職員間で話し合いを行い、翌年度の事業計画に反映しています。事業計画は各クラスに配付し、周知しています。	
I - 3 - (2) - ②	事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	保護者に対しては、事業計画の内容を集約したものを提示し、入園説明会や全体懇談会時に説明しています。また、年度末の保護者会に参加し、振り返りや次年度の取り組みについて説明しています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	職員間で話し合いを行い、日々の保育内容の見直しや行事についての見直しを行っています。保育の質の向上に関して取り組みを始めていますが、PDCAサイクルにもとづく組織的な取り組みとなることが望まれます。また、定められた基準に基づく園全体の自己評価を定期的に行うことが望まれます。	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	各クラスから「提案書」を提出し、リーダーが集約して代表者で話し合いを行い、改善策を検討しています。評価結果に基づく改善の取り組みを計画的に行うことが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	保護者に対しては、入園説明会や全体懇談会で園長の役割・責任について説明しています。また、保護者会と園で発行している「春の日だより」に、園長の考えや園の方針を記載しています。職員に対しては、職務内容を記載した文書により職員会議時に説明し、周知しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	法令遵守の観点での大阪市私立保育園連盟の研修や法人内研修に参加して理解を深めています。職員に対しては、新人研修や職員会議で伝えています。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	保育の質の向上のために、研修の充実を図ることを事業計画にも定め、実行しています。園内の課題については、各職員（各クラス）から提出された「提案書」をもとに話し合い、改善に努めています。また、各園の課題については法人の管理職会議で報告しています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	人事や労務に関しては、理事会や管理職会議で話し合いを行っています。また、無駄がないか定期的にコスト分析も行い、業務の効率化を図っています。更衣室の環境整備や休暇取得等、職員が働きやすい職場づくりに努めています。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	2か月に1回、私立保育園連盟や保育士養成校との話し合いを行い、連携しています。また、就職フェアなどに参加して法人の特徴・魅力を伝えるよう工夫するなど、人材確保に努めています。職員に対して必要な資格取得のための情報や研修の情報を提供し、人材育成にも努めています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	「保育士としての心得」をもとに、「期待する職員像」について説明しています。就業規則・給与規程等に人事基準が定められています。今後は、昇進・昇格等について明確に定めて職員に周知し、総合的な人事管理の仕組みを整備することが望まれます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	園長は、職員の状況や意向を把握し、就業時間の調整や休暇の計画等、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っています。職員の心身の健康の確保については、必要があれば、医師や心理士に相談できる体制になっています。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	個人の自己評価や目標シートをもとに面談を行い、職員一人ひとりの目標確認を行っています。今後は、目標水準及び目標期限を明確にし、進捗状況や達成度の確認が明確に行えるような仕組みづくりが望まれます。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	各園の研修係が集まって話し合い、法人で年度ごとに「職場研修計画」を策定し、半年ごとに評価を行っています。各職員は外部研修参加後（1か月後）、「研修後の業務の目標と今後の方針」を記入し、振り返りを行っています。また、園内研修受講後（3か月後）にも評価・反省を行い、法人の研修係に伝え、研修計画の見直しにつなげています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	新人、中堅、リーダー等階層別に法人内研修を実施しています。希望する研修に参加出来るよう配慮しています。研修参加後は、報告書及び報告会により、他の職員にも情報共有しています。個別の職員の研修受講状況や資格取得状況は把握していますが、今後は、知識・技術水準を適切に把握できる仕組みづくりが望まれます。	

		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生受け入れマニュアルに受け入れの意義等明確にし、職員に周知しています。受け入れ前には実習指導者となるリーダーや主任に説明しています。実習校とは、来園時の話や来られない場合には電話で確認を行い、連携しています。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	法人のホームページに財務状況等掲載しています。また、園のホームページに受け付けた意見・苦情の内容及び返答を掲載しています。パンフレット（見学用）を見学者への配付の他、区役所に置いたり区のイベントで配布し、地域に向けて園の情報発信をしています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	月次計算及び決算の際に、会計事務所による確認や指摘を受けています。園内では主任と園長が二重確認を行った後、法人による確認も行うなど、適正な運営となるよう取り組んでいます。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事務所前に掲示し、またチラシを置き、活用できる社会資源や地域の情報を保護者に提供しています。年3~4回、地域のお年寄りを園に招いて子どもたちと交流する機会を持ったり、区のイベントに職員が手伝いに行くこともあります。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	絵本の会や地域の老人会のボランティアを受け入れています。ボランティア受け入れの際には、園長がオリエンテーションを行っています。中学生・高校生の体験学習の受け入れを行うなど、学校教育への協力も積極的に行っています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	地域の社会資源のリストの掲示や資料を持ち帰れるようにしており、保護者に周知しています。職員には職員会議の際に周知しています。区の施設連絡会や私立保育園連盟の会議、町会等で関係機関・団体と情報共有しています。また、虐待等権利侵害が疑われるケースについて、関係機関と連携し、担当者ケース会議を定期的に行っています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a
(コメント)	年9回園庭開放を行い、地域の保護者や子どもの交流が図れるよう「絵本のふれあい」や「おもちゃ作り」等、実施しています。また、歯ブラシ、手洗い、うがい等に関する保健指導や保育に関する相談会を行い、子育て支援に取り組んでいます。地域における災害時の役割等については町会で話し合い、連携できるよう確認しています。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	子育て支援実施後のアンケートや町会に参加することにより、地域の福祉ニーズの把握に努めています。民生委員・児童委員の方を行事に招き、情報共有しています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	一人ひとりの存在と人権を尊重することを法人の理念にも掲げ、職員会議等で職員に周知しています。事業計画を配付、説明し、園の方針や取り組みについて保護者にも理解を図っています。絵本やかみしばいを使用したり、外部研修で学んだことを取り入れて、子どもたちの互いを尊重する心を育てる保育を行っています。	
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a
(コメント)	虐待防止に関するマニュアルを整備し、職員会議での周知や外部研修に参加して理解を深めています。子どものプライバシー保護については保育のマニュアル内に明記し、子どもや保護者のプライバシーを守るよう配慮して保育を実施しています。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学希望は随時受け付け、可能な限り希望日に対応しています。パンフレット（見学用）を用いて園長・主任が説明しています。見学の案内の仕方や資料については適宜見直しを行い、分かりやすい説明ができるよう努めています。	
Ⅲ-1-(2)-②	福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育内容について、園のしおりや重要事項説明書を用いて説明し、保護者から同意書を得ています。説明会に参加できなかった保護者に対しては個別に説明を行っています。配慮が必要な場合にも、個別の状況に合わせて対応しています。	
Ⅲ-1-(2)-③	福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	転園の際には、引継書を用いて転園先に引継を行っています。保育園の利用が終了した後も、子どもや保護者が相談出来るよう、相談窓口を記載した手紙を配付し、口頭でも伝えています。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	保護者アンケートを年1回実施し、また、運動会等の行事後にもアンケートを実施して、園に対する意見や満足の把握に努めています。結果については職員間で話し合い、回答できるものについては掲示して保護者に伝えています。保護者会には園長・主任が出席し、情報交換しています。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	相談苦情受付の体制を整備し、重要事項説明書への記載や掲示により保護者に周知しています。意見箱を設置しています。検討内容や対応策は申し出た方にフィードバックし、他の保護者にも関わるような内容については、おたよりへの記載や懇談の際に全体に周知しています。	
Ⅲ-1-(4)-②	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a
(コメント)	相談や意見の受付について、行事予定の下欄にも記載し、年度始めに保護者に伝えていきます。専門分野等相談内容によっては、必要な相談機関を紹介しています。事務所内をパーテーションで区切り、個別相談ができるスペースを確保し、相談しやすいように工夫をしています。	
Ⅲ-1-(4)-③	利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	相談や意見を受けた際の対応については研修資料（保護者対応）を用いて職員に説明しています。受け付けた相談や意見については、職員会議や朝礼等で職員間で話し合い、園としての対応を検討しています。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	子どもの安全確保と危機管理についてのマニュアルを整備し、研修を行い職員に周知しています。ヒヤリハット報告書について半年に1回職員会議で原因分析を行い、事故防止策の検討・見直しを行っています。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症予防に関するマニュアルを整備しています。感染症発生時には各クラスの前に発生状況を掲示して保護者に伝えていきます。また、げんきだより（ほげんだより、給食だより）に地域の状況や予防策等を掲載し、保護者に伝えていきます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	マニュアルや避難訓練の実施により、災害時の対応について職員間で周知、確認しています。非常時には「引き渡し連絡カード」によりお迎えや安否確認を行うようにしています。地域の防災訓練にも今後参加を予定しています。備蓄内容を見直し、備蓄リストを整備することが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
(コメント)	保育業務に関するマニュアルを整備し、一定の水準・内容を保った保育を実施できるよう努めています。保育の実施状況は園長・主任が確認しています。一人ひとりの違いを受け止めて、適切な援助を行えるよう心掛けています。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	マニュアルの見直しは年1回定期的に行っています。その他、必要がある場合には随時職員で話し合い、検討しています。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
(コメント)	家庭訪問や個人懇談時に保護者のニーズを把握できるよう努めています。保育士だけでなく、保健師、栄養士も交えて協議をしてアセスメントを実施しています。必要に応じて行政機関や関係機関と連携し、ケース会議を開催しています。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画作成及び評価について手順を定めて実施しています。年間指導計画は半期ごと、月案・週案は毎月評価・見直しを行い、次の計画に反映しています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービスの実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況等を、定められた様式に記録して把握しています。記録の書き方に差異が生じないように、記録要領を作成し、園長が確認しています。職員会議や朝礼で情報共有しています。	
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程を定め、新人研修や職員研修時に職員に周知しています。記録の管理に関する責任者や保存年限については園規則に定められています。保護者に対しては、入園説明会時に説明しています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
(コメント)	保育課程は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針に沿って作成しています。保育課程は一部の職員で作成し、他の職員へ周知しています。組織全体の職員が保育課程の意義を理解し、保育現場の職員の多数参画による作成が望まれます。定期的な評価・見直しが望まれます。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	c
(コメント)	民間移管して2年目であり、コーナー作り等保育室のより良い環境づくりに努めています。SIDS予防のためにチェック表が作成されていますが、子どもの睡眠時の様子、体位などチェック項目の改善が求められます。乳児期の個人計画は発達段階を具体化し、それに基づく個人計画の作成が求められます。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	子どもの生活習慣については、保育士が愛着関係を重視し育児担当制を軸に保育を進めています。保健師が部屋に常駐し子どもの保健的配慮を行っています。子どもが遊びに集中できるように手の届く位置に遊具を配置しています。連絡帳や懇談会、保育体験などにより家庭と連携しています。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	個々の子どもの発達に応じた生活習慣の育成をしています。子ども同士のトラブルには、互いの子どもの気持ちを代弁しながら保育士が関わっています。外遊びを中心とした遊びに力を入れ、協調性を育成し、ゲームなどの場で進級意識を育てています。年長児はテーマをきめて、習字の学習や就学前の自発的な協働活動が行われています。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a
(コメント)	地域の小学校を訪問し、新2年生との交流の機会を持っています。文化的体験としては東部ブロックの伝統芸を見学し、地域他施設の子どもたちとともに楽しんでいます。また、ソーラン節を演じたりもしています。地域の小学校の教師が夏季に2日間園に来て、乳幼児の保育体験をしています。就学前教育については、地域の公私小学校、幼稚園の関係者との研修を行っています。保護者とは子どもの就学についての相談を受ける機会を作っています。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	子どもの寝具は週1回保護者に持ち帰っていただき、家庭で布団を干してもらっています。その他状況により、保育園で職員が干しています。トイレや手洗い場は清潔に保たれています。乳児クラスは育児担当制保育を行い、保育士が子どもの安定した環境を整備しています。幼児クラスについては午睡は現在行われておらず、食事の後は自由な遊びが展開されています。保育室のレイアウトとして「遊び」、「食事」、「休息」の空間の区別が望まれます。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
(コメント)	子どもの人権については組織的に理解が図られ、子どもの状況に応じて対応しています。子どもたちが自分の健康に関心を持って手洗いやうがい等の習慣が身に着くように、乳幼児各クラスで保健師が年6回保健の話をしています。朝や日中の活動の中で、戸外で子どもが喜んで運動できるよう計画し、保育を実施しています。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	クラスの中には発達に応じた遊具を準備しており、子どもが興味を示し自由に遊びを展開しています。ブロックや製作物を友だち同士で協働し組み立てて楽しんでいます。散歩は異年齢児で出かけることもあります。保育士が仲立ちをしながら、社会ルールを学び、子ども同士の遊びを進めています。当番活動では当番の子どもが前に出て挨拶などのリーダーシップをとったり、食事の配膳を行っています。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	昆虫等（訪問調査時はカブト虫）をクラスの中で飼育しています。近隣の公園や浄水場に散歩に行った際に落ち葉などを拾い、自然の様子を楽しんでいます。近隣の老人施設を訪問するなど地域の人との交流をしたり、散歩しながら信号などで交通ルールを学習しています。食事後などに絵本の読み聞かせを行っています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	各クラスにはコーナー遊びが設定がされていて、様々な素材や遊具、製作するものなど、子どもが自由に遊べるようになっています。おやつの後にも絵本が読まれています。年長児は習字を取り入れ、自分の好きな言葉を書いて園内に張り出しています。雨天の日は真似っこ遊びなどを楽しんでいます。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
(コメント)	各職員が自己評価チェックリストにより年1回自己評価を実施しています。また、法人全体研修や園内研修が定期的に行われることにより、日々の保育を振り返りながらお互いに話し合い、改善が図られています。今後、より専門性や意識の向上につなげるために、チェック項目を見直し、定期的の実施し、継続的な取り組みとなることが望まれます。	

		評価結果
A-2 子どもの生活と発達		
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	連絡帳のやり取りや送迎時の会話を通して、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズム等を把握しています。子どもに対して穏やかに話しかけ接しており、園の基本方針に基づき、一人ひとりの違いを受け止めて適切な援助ができるよう努めています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
(コメント)	子どもの発達に応じた個別の支援計画が立てられています。ノーマライゼーションの理念の下にクラスの子どもの関わりを大切に保育が進められています。落ち着いてクラスで過ごせるように環境を考えたり、食事がしやすいようにスプーンに布を巻く等個別に配慮しています。月1回、保護者に指導計画を見せて同意をもらっています。保健師や病院からの助言を受け、職員会議やケース会議で定期的な話し合いを行い、研修も受けています。懇談会で障がい児保育についての情報を伝えています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a
(コメント)	延長保育時はゆったりと過ごせるよう配慮しており、少人数ずつのグループでの関わり環境整備がされつつ、一人ひとりとの関わりを大切にしている保育の様子が見られました。保護者に対して保育内容を知らせる掲示物や申し送りのボードも整備され、職員間の共通理解のツールとして確立しています。	

		評価結果
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
(コメント)	既往症や予防接種の状況については、健康の記録により把握しています。子どもたち一人ひとりの健康状態の把握、情報交換が園全体でできるようにしています。また、子どもの健康に関する基本的なマニュアルを整備し、園内研修や会議等で、保健師を中心に職員が必要な知識を習得しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
(コメント)	保育士とともに楽しみながら食事をしています。子どもの特性や嗜好に配慮し盛り付けを行っています。遠足やそうめん流し等戸外での食事の機会も作っています。子どもたちは野菜や米作りを体験して、自分たちで作った作物を素材に使っての食事を楽しんでいます。栄養士や保育士が保存食作りの場面に衛生面に配慮しながら子どもに見せる実演調理をしています。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	子どもの食べられる量や嗜好については家庭からもアンケートや連絡帳の記載により把握しています。月1回行う献立アレルギー会議の際に、残食量の多い献立については話し合い、食材や盛り付けなどを工夫し、改善に努めています。食器についても配慮しています。素材についても国産のものを使用し、おやつも手作りに努めています。食べられないような献立の時には子どもの喫食状況を確認しています。子どもの体調に応じた食事提供が行われています。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	健診の結果は記録され、個々の家庭にも健康手帳により知らされています。健診結果は保育計画の中に反映しています。保健師が年間の保健計画を立て、毎月保健指導を行っています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	1年に1度主治医の診断を受け、主治医指示書に基づいて献立を作成し、食事内容や保育生活全般についての配慮をしています。子どもに他児との差異を感じさせない様に食事材料や色彩などに配慮をしたり、強い食物アレルギーがある場合にも皆と一緒に給食が食べられるよう透明のパーテーションを置くなど工夫しています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a
(コメント)	園長は栄養士に指導しながら、衛生管理にリーダーシップを発揮しています。衛生管理の担当部署に保健師をおき、適切な衛生管理に努めています。衛生管理検討会は法人内で年間4回開催されています。マニュアルを作成し、職員会議や朝礼の場で周知しています。1年に1度、2月にマニュアルの見直しを行っています。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b
(コメント)	食事によって学ぶべき事について食育計画を作成し、実施しています。入園式や保育参加の日に給食を体験（試食）していただくことによって、保護者に子どもの食事の重要性を伝えています。保護者の意見についてはアンケートをとっています。「げんきだより」の発行により食に関しての質問などについて伝えています。食器についての情報を保護者に伝える事が望まれます。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	個人懇談の際に保護者の相談に応じています。連絡ノートや連絡ボードにより子どもについての情報交換、連絡が行われています。行事等を通じても子どもの成長を保護者と共有しています。回覧ノートにより日々の子どもの状況は職員間でも連絡しています。虐待が疑われている家庭の状況を把握し、子どもの状況に注意し、保護者の支援も行っています。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	年2回の個人懇談会や子どもの様子を知っていただくための保育体験の機会を作っています。懇談会の場において子どもの成育についての話し合いを持ち、子育ての共有化が図られています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子どもの身体的な変化や行動について注意をしています。保護者の様子に注意し気をつけて声掛けを行っています。懇談会などの場において、虐待防止の啓発を行っています。法人内において職員研修を開催しています。虐待対応マニュアルを整備し、それに基づいて対応しています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	子どもに対しての好ましくない言動等について職員間でお互いに話し合い、自主的な園内研修を行い、日々の保育の振り返りを行っています。虐待防止法などの法令を遵守し、より子どもの権利が守られるようにしています。就業規則の中にも体罰の禁止が謳われています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	東中浜ひばり保育園を利用中の保護者
調査対象者数	90 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

東中浜ひばり保育園を現在利用している保護者90世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配付してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、49世帯から回答がありました。(回答率54.4%)

特に満足度の高い項目として

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」
「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が100%の満足度、

「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」

「日常的な情報交換に加え、別の機会を設けて相談に應じたり、個別面接などを行ったりしていますか」

が90%を超える満足度、

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「給食のメニューは、充実していますか」

「送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか」

などが85%を超える満足度となっています。

* 別紙報告書

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

例	
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等